

## 災害時要援護者支援制度をご存じですか

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724  
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

和水町では、要援護者を普段から地域で見守り、災害時に迅速かつ円滑な避難の確保を図るための体制づくりを進めています。

### 要援護者とは？

災害時などでの避難が困難であり、ご近所の人の協力が必要な人（高齢者（独居、高齢者世帯など）、障がい者、その他援護を必要とする人）のことです。

### 避難支援者とは？

要援護者に、普段から声掛けしたり、災害発生時に一緒に避難したりしていただく人のことです。要援護者から避難支援依頼があった場合は、普段のご近所付き合いの一環としてご協力をお願いします。責任を伴うものではありません。

### 登録・申請はどうすればいいの？

災害時の対応に少しでも不安がある人は、各地区の区長、民生委員・児童委員または福祉課へご相談ください。

また、登録する際は近所の人の協力が必要であり、町が、区長・民生委員などに個人情報を提供することがあります。※登録後に防災カードをお渡しします。このカードを持って避難することにより、避難時に本人の情報が一目でわかるようになっていきます。（登録は強制ではありませんが、災害から身を守るために普段から防災の準備や意識を心掛けましょう。）



## 令和5年度総合型地域スポーツクラブ「クラブなごみ」会員募集中

問 クラブなごみ事務局（三加和公民館内） ☎0968・34・3047

総合型地域スポーツクラブ「クラブなごみ」では、会員を随時募集しています。健やかな生活をおくるため「クラブなごみ」で、一緒に体を動かしてみませんか？

入会金 無料

年会費 中学生以下3,000円（未就学児は無料）／高校生以上5,000円

※7月以降の加入者については、年会費割引が適用されます。

### 教室紹介

種 目	対象者	日 時	場 所	受講料（月）
船山太鼓	小・中学生	火／午後5時～6時30分	中央公民館	1,000円
バドミントン	小学生以上	水／午後7時～9時	町体育館	500円
わくわくスポーツ	小・中学生	水／午後6時30分～8時	スカイドーム2000	1,000円
少年野球	小学生	火・水／午後6時30分～8時30分 土・日／午前9時～午後1時	総合グラウンド、 その他	2,000円
手話	どなたでも	第2・4火／午後8時～9時	スカイドーム2000	1,000円
ヨガ	どなたでも	①火／午後8時～9時50分 ②金／午前10時～11時50分	①中央公民館 ②スカイドーム 2000	4,000円
ペタンク	どなたでも	木・土／午後7時～10時	多目的広場	無 料

※教室によっては、スポーツ保険の加入が必要です。

申込方法 ①新規の場合 三加和公民館または中央公民館の窓口へお越しください。入会申込書の提出と年会費の支払いが必要です。

②更新の場合 各教室指導員に、入会申込書に年会費を添えてご提出ください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

## 重度心身障害者医療費助成制度のお知らせ

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724  
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

和水町では身体や知的・精神に重度の障がいのある人が医療機関にかかられた際の医療費の一部を助成しています。

### 対象者

- ・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人
- ・療育手帳A1またはA2をお持ちの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- ・福祉手当を受けるに相当する障がいをお持ちの人

### 助成額

医療費の自己負担分（保険適用分のみ）から、入院の場合は2,040円、通院の場合は1,020円を差し引いた額を助成します。

※ひとつの医療機関（薬局も含む）につき、ひと月ごとに助成額を計算します。

※高額療養費や付加給付などの支給がある場合は、その額を控除して計算します。

※所得が限度額を超えると支給が停止される場合があります。

※確定申告などで、医療費控除を利用される場合は、重度心身障害者医療費助成で還付があった額は、医療費控除の対象外となりますので、ご注意ください。

### 申請書の提出方法

所定の重度心身障害者医療費助成申請書（あさぎ色）に、ひと月分の「医療機関」・「調剤薬局」の診療内容および点数、金額のわかる領収書の添付もしくは、医療機関での支払額の証明を受け、福祉課または住民課に申請してください。なお、高額療養費などの関係により、申請から助成金の支払まで2～3ヶ月かかる場合があります。

※また、次のいずれかに該当する人は、事前に所定の手続きを済ませてください。

i) 和水町国民健康保険、熊本県後期高齢者医療以外の健康保険の人の高額療養費については、健康保険組合などで所定の手続きを済ませ、後に送付される「高額療養費支給決定通知書」などを持参ください。

ii) 家族附加給付金などの、独自の給付金がある健康保険組合に加入されている人は、後に送付される「家族等附加給付決定通知書」などを持参ください。

### 申請書期限

申請は、診療を受けた月の翌月以降からです。ただし、請求できる有効期限は、診療を受けた月の翌月から起算して1年以内です。

（例：9月診療分⇒10月から翌年9月まで）

